

～ 資料編 ～

別表-I-1 毎日検査の内容

記号	水質検査項目	評 価	検査頻度
毎1	色	異常でないこと	毎日(365日)一回
毎2	濁り	異常でないこと	毎日(365日)一回
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上(残留塩素)	毎日(365日)一回
参考	あじ	異常でないこと	毎日(365日)一回
参考	水温	異常な変化がないこと	毎日(365日)一回

別表-I-2 水質基準項目検査の内容

記号	項目名	水質基準値	検査方法(公定法)
基 1	一般細菌	100 個/ml 以下	標準寒天培地法
基 2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	フレイムレス-原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	還元気化-原子吸光度法
基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	フレイムレス-原子吸光度法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光度法 水素化物発生-誘導結合プラズマ発光分光分析法
基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	フレイムレス-原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	フレイムレス-原子吸光度法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 水素化物発生-原子吸光度法 水素化物発生-誘導結合プラズマ発光分光分析法
基 8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	イオンクロマトグラフ法
基 22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法
基 27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	基-23、基-25、基-29、基-30の合算値
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
基 30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	パーティクルトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法

基 31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ 以下	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法 誘導体化-高速液体クロマトグラフ法 誘導体化-液体クロマトグラフ-質量分析法
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ 以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ 以下	フレイムレス-原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 34	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ 以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 35	銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ 以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ 以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ 以下	フレイムレス-原子吸光度法 フレイム-原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
基 38	塩化物イオン	200 mg/ℓ 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法 滴定法
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ 以下	フレイム-原子吸光度法 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法 イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法 滴定法
基 40	蒸発残留物	500 mg/ℓ 以下	重量法
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ 以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
基 42	ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ 以下	パーティックラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ 以下	パーティックラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相マイクロ抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ 以下	固相抽出-吸光度法 固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
基 45	フェノール類	0.005 mg/ℓ 以下	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法 固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/ℓ 以下	全有機炭素計測定法
基 47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法
基 48	味	異常でないこと	官能法
基 49	臭気	異常でないこと	官能法
基 50	色度	5 度 以下	比色法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法
基 51	濁度	2 度 以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 連続自動測定機器による散乱光測定法 連続自動測定機器による透過散乱法

出典：水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号[最終改正 平成28年3月30日厚生労働省告示第115号])

別表I-3 水質管理目標設定項目検査の内容

記号	項目	基準
目1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下で、あること。
目2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下で、あること。（暫定）
目3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02 mg/L以下であること。
目4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下であること。
目5	トルエン	0.4mg/L以下
目6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L以下であること。
目7	亜塩素酸	0.6mg/L以下であること。
目8	二酸化塩素	0.6mg/L以下であること。
目9	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下であること。（暫定）
目10	抱水クロラール	0.02mg/L以下で、あること。（暫定）
目11	農薬類	検出値と目標値の比の和、1以下
目12	残留塩素	1mg/L以下であること。
目13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L～100mg/L以下
目14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下
目15	遊離炭酸	20mg/L以下であること。
目16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下で、あること。
目17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下で、あること。
目18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下で、あること。
目19	臭気強度（TON）	3mg/L以下であること
目20	蒸発残留物	30mg/L～200mg/L以下
目21	濁度	1度以下
目22	pH値	7.5程度
目23	ランゲリア指数（腐食性）	-1程度以上とし、極力0に近づける。
目24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下であること。（暫定）
目25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
目26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下
目27	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	和として0.00005mg/L以下（暫定）

※目12,13,14,20,21,22及び26の7項目は基準項目と重複します。

※上記の内、目1,2,3,6,9,10,15,16,18,19,23,24の検査を実施します。